

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

李 蓮花

1 東アジアの少子化と「家族主義」

東アジアといえば以前は多世代が同居し、何よりも親孝行や家族を大事にするイメージが濃かった。しかし、豊かになった東アジアはいま出生率において世界最低水準を争っているだけでなく、未婚・非婚・選択的無子といった「家族からの逃避」ともいえる現象も急速に広がっている。中国も例外ではない。30数年にわたり世界に類例のない「一人っ子政策」を実施してきた中国であるが、2010年代半ば以降は産児制限の緩和にもかかわらず出生数・出生率が回復するどころか、むしろ崖を飛び降りるかのよう（「断崖式」）に急低下している（後掲の図1を参照）。その傾向にさらに拍車をかけたのが新型コロナウィルス感染症によるパンデミックと、国際政治経済のパラダイム転換とともに低成長、若者の就職難である。

東アジアの少子化の原因や必要な対策については今まで数えきれないほど多くの研究がなされてきた。その多くは、この地域の急激な少子化の構造的要因として家族主義の影響、激しい教育競争と労働市場の不安定化、家族政策の遅れなどを指摘した（松田、2017；2020；山田、2020；Saraceno、2016など）。キャッチアップ型の「圧縮的」近代化のために経済成長と効率性が最優先され、ケアや社会的再生産が犠牲になってきたという指摘も多い（Chang、2022；落合、2023など）。これらの主張に正面から異議を唱える人はいないだろう。

一方で、過度に巨視的な視点は個々の国や社会が持っている独自の歴史的分脈、特徴を見逃してしまう危険性があり、個別性や内的多様性に注目する視点によってバランスを取る必要がある。本稿では、東アジアの少子化をめぐる議論や近年の福祉国家論で頻繁に登場する「家族主義」の視点から中国の育児レジームの変化を分析し、東アジアの「家族主義」の多様性を浮き彫りにしようとする。本稿のもう1つのキーワードは「再家族化」である。筆者は2015年の論考で「再家族化」という用語を使用したことがあるが（李、2015），当時は概念の理論的整理や再家族化の歴史的な経緯の考察までにはいたらなかった。近年の様々な変化は再家族化に関する筆者の判断を一層確固たるものにした。本稿では、なぜ市場経済への移行過程で中国では育児の「再家族化」（あるいは「新しい家族主義」への移行）が起ったのか、その経済社会的要因と帰結、欧米および東アジアの他の社会との異同について考察する。

本稿は以下の内容で構成される。まず第2節では、比較福祉国家研究における「家族主義」「脱家族化」「（再）家族化」の概念、および東アジアの家族主義レジームとその多様性に関

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

する議論を整理する。第3節では、中国における育児の「社会化」から「再家族化へ」の変遷過程を考察したうえで、近年の政策動向を把握する。第4節では中国における再家族化の特徴とその要因を検討し、欧米と東アジアの他の社会との比較を通じて中国の経験を国際的枠組みのなかに位置づける。

なお、以下では記述の煩雑さを避けるために鍵括弧を省略し、基本的に（脱／再）家族化、家族主義と記すことにする。

2 家族主義と家族主義福祉レジームの理論的検討

東アジアの少子化やケアの問題を語るうえで家族主義は避けては通れない概念である。家族責任の重さはこの地域の極端な低出生率の主要原因とされ、その代案としてケアの社会化、脱家族化がしばしば主張されてきた (McDonald, 2009; Chang, 2022; 落合, 2023など)。しかし、多くの場合、家族主義の定義は深く追及されず、家族関連の公的支出が少ない、介護や育児を家族に依存しているといった常識的な意味で使用されることが多い¹⁾。一方で、家族やケアに関連する分野では東アジアと無関係に（あるいは東アジアも含めて）家族主義や脱家族化／家族化が議論されることも少なくない²⁾。同じく家族主義、脱家族化といつてもその中身や暗黙的に意図する内容は必ずしも同じではない。こうした概念的混乱を避けるために、本節ではまず家族主義と家族化／脱家族化の定義と変化について整理し、その後、福祉レジームの1つとしての東アジア家族主義レジームについて確認する。

2.1 福祉国家研究における家族主義と家族化／脱家族化

しばしば指摘されるように、比較福祉国家論のなかで家族主義と脱家族化の概念が登場したきっかけはエスピング-アンデルセンの『福祉資本主義の3つの世界』であった (Esping-Andersen, 1990=2001)。彼は当初脱商品化と階層化に基づいて福祉国家の類型論を行ったが、それに対しフェミニスト研究者たちから女性や家族の役割を無視している（「ジェンダー・ブラインド」）という批判が提起された。批判のなかで脱商品化と対の概念として提案されたのが「脱家族化」(defamilisation) である。Listerは、脱商品化は脱家族化によって補完しなければならないとしたうえで、脱家族化を、「個人が、賃労働や社会保障給付などを通して、家族関係と関係なく社会的に許容される生活水準を維持できる程度」と定義した (Lister, 1997: 173)³⁾。ここでの「個人」は、明言はされていないものの暗黙的に女性、とりわけ既婚女性を指しており、「社会的に共用される生活水準」とは主に物質的な生活水準を意味している。

その後21世紀に入ってケアが重視されるようになると、家族主義はケアの責任を家族（特に女性）に負わせるという意味合いが強くなった。また、国家による家族への介入の度合い

や方法に違いが認識され、家族主義の多様性へと議論が進んだ。例えば、Leitnerは家族主義を「明示的な（explicit）家族主義」「非明示的な（implicit）家族主義」「脱家族主義」「選択的（optional）家族主義」の4つに分類した（Leitner, 2003）。また、家族政策の代表的な研究者であるSaracenoは、「事実としての（de facto）家族主義」「規定された（prescribed）家族主義」「支援された（supported）家族主義」を区分し、脱家族化に関しても「市場を通じた脱家族化」と「国家を通じた脱家族化」を区分することを主張した（Saraceno, 2016; 2022）。一方で、Saxonbergは、家族化や脱家族化の概念では家族内のジェンダー不平等を捉えることができないとし、代わりに「ジェンダー化」／「脱ジェンダー化」という概念を提倡した（Saxonberg, 2013）。

近年、福祉国家研究では脱家族化に関する研究が盛んであるが、その場合の脱家族化は、脱商品化と同じく、様々な福祉国家に適用可能な一般概念として位置づけられ、家族主義という概念も特定の地域と強く結びついていない（例えば、Bambra, 2007; Kroger, 2011, Zegel and Lofmann, 2021）。このような理解に立てば、国と国のあいだには脱家族化の程度の差は存在するものの、ある国は家族主義的で、ある国は家族主義的でないという二分法は存立にくい。また、同じ国の中でも脱家族化の政策と家族化の政策が同時に採用されることもある。例えば、子どもや高齢者のケアの保障に関しては社会的なサービスの拡充（脱家族化）と並んで、育児・介護時間の保障（家族化）も重要な政策イシューである（An and Peng, 2016）。ケアの時間を公的に保障することを家族化と捉えるのは混乱を招きやすいので、武川やSaxonbergのいうとおり、「ジェンダー化」／「脱ジェンダー化」の方がより適切かもしれない（武川, 2007; Saxonberg, 2013）。

2.2 東アジアの家族主義レジームとその多様性

一方、東アジアや南欧の福祉レジームを自由主義、保守主義、社会民主主義とは異なる第四のレジーム——「家族主義レジーム」とする捉え方も多い。その嚆矢ともいえる新川（2005）以後、少子高齢化の進展とケアの問題の顕在化を背景に、東アジア＝「家族主義福祉レジーム」という捉え方が広く普及した（辻, 2012; 安ほか, 2015; Saraceno, 2016など）。他に、福祉レジームの一類型というより単に家族責任が重い社会あるいは家父長主義的な社会を家族主義と呼ぶ研究者もいる⁴⁾。後者の文脈では、核家族のなかの性別役割分業だけでなく、世代間（親子間）の扶助責任や親族ネットワークの生活保障機能も家族主義の重要な要素に含まれる。

東アジアが家族主義的であるということに異論を唱える人は少ないだろうが、果たして東アジア各国・地域の家族主義は同じものであろうか。東アジア域内の国際比較を行ってきた落合らは、いまから約20年前にすでに東アジアの家族主義は多様であることを発見した。主婦化が進み、ケアの責任が女性（妻）に集中している日韓と、主婦化があまり進まず、世

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

代間の扶助が活発な中華圏（中国、台湾、シンガポール）のあいだには顕著な違いが見られたのである（落合・山根・宮坂編、2007）。なかでも台湾やシンガポールでは家族責任による家事労働者の雇用という形で「親孝行のアウトソーシング」が一般化していたが、落合や安里はこれを「自由主義的家族主義」と命名した（Ochiai, 2009；安里, 2013）。他に、日韓中台および香港のケア・レジームを比較した相馬らは、東アジア社会の相違点として、日韓中では国家の役割が相対的に大きいのに対し、台湾と香港はより自由主義的で、外国人ケア労働者の活用などを通じて家族のケア機能を補完していると指摘した（Soma et. al, 2011）。

東アジアの家族主義または家父長制の多様性に関する研究は家族社会学や人口学の分野にある。古典的なものとして瀬地山（1996）を挙げることができよう。瀬地山は、同じ北東アジアのなかでも、韓国と北朝鮮に比べ中国や台湾では夫方の親族ネットワークが母親の就業と育児をサポートし、「伝統的な家族規範が、逆に近代家族的な排他的な母役割の成立を抑えて、結果として女性の就労というきわめて現代的な状況をバックアップしている」と指摘した（瀬地山, 1996：269）。一方、東アジアの少子化のスピードの違い（韓国や台湾が日本より急激で、出生率が低い）に注目した人口学者の鈴木は、その原因を中華圏・朝鮮半島の「儒教家族」と日本の「封建家族」の違いに求めた。鈴木によれば、日本の家族主義はドイツ語圏や南欧のそれに近く、韓国・台湾・中国など男女分離が厳格な儒教圏の家族とは異なるという（鈴木, 2012）。この議論は小浜・落合編（2022）の『東アジアは「儒教社会」か』の問題意識にも通じている。そこでは、儒教の本場である中国との距離から東アジアの社会と家族の多様性が論じられており、日本は東南アジアと同じグループに含められている（落合, 2022）。他にも、宍戸（2018）は日韓中台で実施された「東アジア社会調査」（EASS）のデータから、夫婦の働き方にかかわらず東アジアの夫は家事をしないこと、労働市場で男女の平等度が高くみえる台湾においても家内領域では男女間に家事の格差があるという興味深い事実を発見した。

これらの研究は、家族主義という言葉で東アジアを一枚岩的に捉えることに警鐘を鳴らし、中国における家族主義やケアの変容の分析に重要な示唆を与えてくれる。しかし、これらの研究が中国の変化と実態を正しく捉えているのかといえば大きな疑問が残る。例えば、上述した落合らや相馬らは、中国は育児や高齢者介護における国家責任の大きい社会であると分類しているが、後述するように、2000年代以降の中国では育児における国家責任は限りなく縮小し、再家族化が急速に進んだ。そして、中国で再組織化された家族主義は日韓の「主婦化された家族主義」とも、台湾やシンガポールの「自由主義的家族主義」とも異なるものであった。次節では、中国における育児の再家族化がなぜ、どのように進んだのか、また近年の少子化を受けてどのような変化が起きているのかを確認する。

3 中国における育児レジームの変容：社会化から再家族化へ

3.1 改革開放以前：社会主义的女性解放と保育の社会化

国際比較の視点から中国を分析するにあたります押さえておかなければいけないのは、中国が市場経済化の前に約30年間（1950～70年代）にわたる社会主义計画経済期を経験したことである。計画経済期には生産手段の公有制をベースに生産が社会化されていたが、人間の再生産に関しても部分的な社会化が進んだ。本稿で家族化の前に「再」を付けるのはその所以である。そこで、まず、計画経済期に育児の社会化が進められた背景、ロジックについて確認しておきたい。

1949年に社会主义政権が成立する前、中国の女性は東アジアの他の社会の女性と同じように伝統的な家父長制のもとに置かれていた。否、上記の鈴木や落合の指摘のように、儒教の教義が厳しかった分、伝統的な家父長制による抑圧は他の社会よりもっと苛烈であった⁵⁾。社会主义革命は資本からの労働者の解放を主な目的としていたが、それとともに封建的家父長制からの女性の解放も謳っていた。そのため建国直後の1950年にはさっそく『婚姻法』が制定され、婚姻の自由と男女平等の原則のもと、旧来の一夫多妻、「童養媳」⁶⁾、近親結婚などが明確に禁止された。また、1954年に制定された憲法は、「女性は政治、経済、文化、社会および家庭生活の各面において男性と平等な権利を有する」（第96条）と明記した。法律の制定だけではない。中国共産党は1949年以前の根拠地での経験に基づき、中央から末端の村まで「婦女聯合」（婦聯）という女性組織を作り、女性たちの啓蒙、教育および動員を行った（耿、2015）。

男女平等のなかでも特に重視されたのが生産における男女平等、すなわち女性の労働者化である。生産労働への参加を通じた経済的自立は女性解放の第一歩と見なされ、権利であると同時に義務でもあった。1950年代に導入された労働保険（年金、医療、労災などを含む）は世帯単位ではなく個人単位を採用し、「扶養者／被扶養者」の扱いを設けなかった。すなわち、女性は自ら働くなければ老後の年金や医療サービスを受けられなかつたのである。同時に、女性労働者の母性保護に関するいち早く立法化が進んだ。1956年に制定された「女工保護条例」では、出産前後の56日間の休暇（産休）に加え、妊娠・授乳期の残業の禁止、業務内容の配慮、1日1～2回の授乳時間（各20分）の確保などが定められた。同じ勤務時間内に50名以上の女性労働者がいる事業所は授乳室または託児所を整備することも義務付けられた（金・保、2011）。1950年代半ば以降になると、重化学工業の発展とともに都市部で社員住宅の建設と職住一体化が進み、病院、学校、託児所など生活サービスが職場（中国語で「単位」）によって提供されるようになった。当時の職場＝「単位」は労働者が一生離れることができない生活共同体であり、良い意味でも悪い意味でも人間関係が濃密な「顔見知り」の社会であった。後述のように、このような「単位」、顔見知りのコミュニティは育

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

児の社会化を可能にする社会的インフラであった。

既婚女性が出産後も一人前の労働者として働きつづけるためには、母親たちを育児の負担から解放（＝育児の社会化）しなければならない（張、2016）。当時の中国では近代的な母性愛イデオロギーや「子ども中心主義」が確立しなかったこともあり、子どもは母親が愛情をもって育てなければならないという規範は薄かった（鄭、2019）。都市には、日中だけ預ける託児所に加え、「全託」「整託」という一週間単位で子どもを預けられる託児所も数多く作られた。農村でも農繁期には村に託児所が設置され、集団的保育を行った。1960 年前後の「大躍進」期には各地に集団食堂も登場し、料理・食事まで社会化された。もちろん、これらの公的な保育サービスのほかに、親戚や知り合いなどによるインフォーマルな育児も多く存在した。また、当時は転職や移住の自由が制限されていたため、仕事の都合で夫婦が長期に別居するケースも多く、都市では厳しい住宅事情から祖父母が同居しながら育児を手伝うことも難しかった。そのため、子どもが親と離れて祖父母または親戚のところに数年間預けられることも稀ではなかった。

要するに、計画経済期の中国では育児が両親（特に女性）だけの責任と見なされず、国、職場、親族、近所など多様なる社会的ネットワークのなかで育児が行われたのである。「単位」を公的セクターの一部と見なせば、育児における公的セクターの比重が大きかった。女性は脱ジエンダー化され、ケアの責任よりも生産の責任を背負わされた。世代間、親族間の助け合いも一般的であったが、（祖父母の）平均寿命が短く子どもや孫の人数が多くなったこともあり、1990 年代以降と比べると家族ネットワークは広く、浅かった。子どもの周りには祖父母、おじ、おば、兄弟姉妹、いとこなど多くの人がいて、子どもたちは自由にあるいは「放任」されて育ったのである。

3.2 1980 年代以降：市場経済化と育児の再家族化

計画経済生産体制と社会主義的ジェンダー規範に基づいた上述の育児レジームは、市場経済への転換とともに劇的に転換する。

まず、1980 年代初めに農村で生産が集団経営から家庭請負制に変わると、村の幼稚園、託児所、診療所などの共同施設もたちまち請負され、個人経営となった。数年後には都市の国有企業でも生産請負制が拡大し、企業自ら販路や収益を確保しなければならなかった。それでも 1980 年代は「双軌制」⁷⁾のもとで計画経済の部分がまだ残っていたが、1992 年の鄧小平の「南巡講話」以降は市場化の波が社会全体を覆いつくすようになる。国有企業は株式会社化または払い下げられ、多くの労働者がリストラされた。医療、住宅、教育など企業が提供していた社会的サービスも次々に縮小または市場化された。人々の生活保障における国と職場の役割は急速に縮小した。市場経済化とセットに、1990 年代後半には大規模な社会保障改革が行われたが、それらは失業・貧困対策と年金、医療保障に重点が置かれていた

(田多編, 2004; 飯島・澤田, 2010)。

こうした部分的市場化から全面的市場化への過程で、計画経済時代の男女平等や女性解放の議論はしだいに後景に退き、子どもの保育の問題も公共的な政策議論から姿を消していった(張, 2016; 岳・范, 2018)。企業付属の託児所、保育園は続々閉鎖され、営利的な幼稚園や早期教育施設によって代替された。「一人っ子政策」のもとで新しい施設は保育より早期教育に重点を置き、基本的には3歳以上、早くても18ヵ月以上の子どもを対象としていた。一方で、賃金や社会保障制度は引き続き個人単位であったため、出産後に母親が仕事を辞めると収入が減るだけでなく医療保険などの社会保障も失ってしまうリスクがあった。正規労働者の場合も、産休は出産育児保険(生育保険)によって保障されたが、育児休業制度はなかった。すなわち、産休明けから子どもが幼稚園に入れるまでの期間は完全に制度の「死角地帯」となったのである。幼稚園や小学校に入ったあとも、放課後や長期休み中に使用できる制度、サービスはほとんどなかった。

このような客観的な条件のもとで乳幼児のいる家庭が取りうる選択肢は大きく次の3つである。1つは市場からサービスを購入すること、主に住み込み家政婦の雇用である。農村からの出稼ぎ労働者が豊富に存在した1990年代から2000年代前半にかけて、この選択肢はかなり一般的であった(大橋, 2011)。しかし、その後他の働き先が増えると家政婦の賃金は高騰し、「一人っ子政策」で育児の質が重視されるようになったため、この選択肢はしだいに有効性を失った。2つめの選択肢は母親が仕事を辞め、育児に専念することである。子どもの養育・教育を重視する家庭や、祖父母のサポートが得られない家庭では女性が一時的あるいは長期的に労働市場から退出するケースも増え、育児期の女性の就業率は低下した(馬, 2011; 李, 2015)。しかし、扶養控除もなく社会保険も個人単位である中国においてこの選択は制度的に保護されておらず、高所得層以外の家庭にとっては現実的ではなかった。上の2つの選択肢よりはるかに多くの家庭が選んだのが3つめの選択肢——祖父母の動員であった。2000年代以降多くの50~60代の祖父母(特に祖母)が子ども夫婦の育児を助けるために故郷を離れ、子どもたちと同居しながら孫の世話をや家事などケア労働に従事するようになった。このような育児レジームの変化をここでは「再家族化」と呼ぶ(李, 2015; 張, 2016; 鄭, 2023)。

育児の再家族化の傾向は様々な統計から確認できる。例えば、「中国女性社会地位調査」によると、3歳以下の子どものうち昼間主に祖父母がケアをしている割合は1980年代の38%から2000年代には46%となった。大都市ではその割合がさらに高く、上海の場合、1990年代前半の49.3%から2000年代初めの72.7%にまで急上昇した(張, 2016: 89-90)。また、人口センサスのデータから世帯規模と同居の変遷を分析したShenらによると、1980年代以降世帯規模は全体的に縮小したが、特定の年齢層では三世代同居の世帯の割合がむしろ増加した。その年齢層とは、2000年ごろには5歳以下・20代後半・50代後半で、2010年

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

ごろには5歳以下・20代後半・60代前半である(Shen et al, 2021)。子どもの世話のための三世代同居である。逆に、若い世代の多くが都会に出稼ぎに行く農村では、祖父母と孫だけの「隔代家庭」が一般的となった。権明は全国規模の統計から中国における中高年女性のダブルケアについて量的分析を行い、都市・農村を問わず中高年女性は複数のケア責任（孫のケアと介護）を引き受けていることが多いこと、その起点となっているのが孫のケアであることを指摘した（権, 2024）。

孫の誕生を機に始まる三世代同居は子どもが小学校に上がった後も継続する場合が少なくない。小学に上がっても保護者の送り迎えが必要だったり、放課後に安心して預けられる場所が少なかつたりするからである。時間が経つにつれ世代間の役割分担は家庭内にビルトインされ、祖父母の支援を前提とした現役世代の働き方、育児システム（例えば父親の賃労働への集中と育児からの欠席）が固定化する。その後祖父母が高齢化し体が弱くなると、今度は子ども世代による親の看病と介護へとシフトし、家庭内におけるケアのギブ・アンド・テイクがさらに強化される。

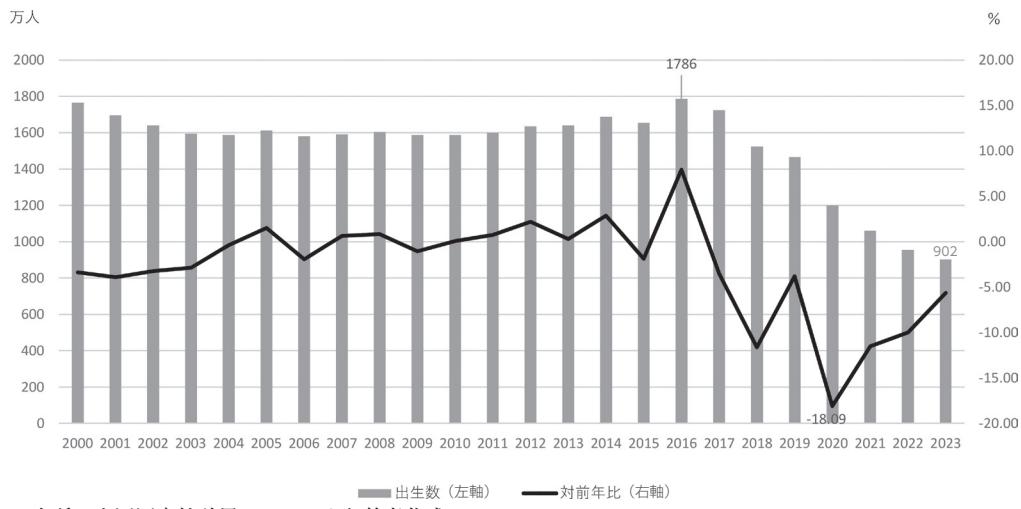
3.3 2010年代半ば以降：少子化対策と家族責任の重視

家族主義のパラドックスとしてしばしば指摘されるように、「家族主義的な社会政策こそが家族形成への敵」となりやすい(Esping-Andersen, 2009=2011: 82)。2010年代に入ると中国でも少子化が問題視されるようになり、人口政策および子育て関連の社会政策の調整が行われた（岳・范, 2021；李・張, 2022など）。習近平政権が正式にスタートした2013年には夫婦どちらかが一人っ子であれば2人まで子どもを産むことができるようになった。2016年からはその対象がすべての夫婦に広がり、約35年間続いた「一人っ子政策」について終止符が打たれた。しかし、期待されていた第2子の出産ラッシュは2016, 2017年の2年しか続かず、2018年には出生数が早くも緩和前の水準を下回るようになった。2019年の出生数は大飢饉の1961年以来初めて1500万人を下回り、「少子化ショック」が起きた。そこで、2021年には出産可能な子ど�数が3人まで緩和され、超過出産に対する罰金など懲罰制度が廃止されるなど産児制限が事実上撤廃されたが、その後も出生数は毎年10%近いスピードで減少し、2023年は902万人と2016年の約半分の水準となった（図1）。

こうした急展開に対し中国政府は産児制限の緩和以外にどのような対策を講じただろうか。今までの家庭保育を前提とするシステムを見直し、脱家族化に舵を切っただろうか。ここでは家族化／脱家族化的視点から2016年以降の政策動向について保育サービス、経済的支援、時間保障の順に簡潔に整理する⁸⁾。

まず、市場化のなかでほとんど姿を消した公的保育サービス（中国語で「托育服務」）が再び政府の正式文書に登場したのは「一人っ子政策」の全面緩和を決めた2015年末である⁹⁾。2019年には保育サービスに関する指導的な文書——「3歳以下の乳幼児のケアサービスの発

図1 每年の出生数と増減率



出所：中国国家統計局のデータより筆者作成。

展の促進に関する指導意見」——が国務院から公布され、2025年までに保育サービスに関する制度体系を構築すること、0~3歳児の保育ニーズのある家庭向けに営利目的ではない「普惠式」幼稚園・託児所を積極的に設置するよう各地方政府に求めた。続いて2022年には、国家衛生健康委員会など17つの省庁が連名で「積極的な出産育児政策をさらに改善・実施することに関する指導意見」を発表し、公的保育拡充の方向性をいっそう明確にした。このように、中央政府レベルにおいては保育サービスが社会政策の重要な一部として位置付けられるようになったものの、具体的な実施は地方政府に任せられており、保育サービスが今後どこまで普及するかは見通しにくい。公的保育システムを再建するには政府の予算やインフラの整備、保育士の育成だけでなく、家族以外の人による保育への不安といった価値観の転換も必要である¹⁰⁾。

次に、育児費用の社会化に目を転じると、個人所得税に人的控除の1つとして「子ども教育費控除」が導入されたのはつい最近の2019年である¹¹⁾。2022年には3歳以下の乳幼児を養育する人を対象とする「扶養控除」(月2000元、年間2.4万元、約48万円)も追加された。租税制度のなかで育児費用の負担を認めたのは画期的なことであるが、所得税控除の恩恵を受けられるのは一部の高所得層に限られる。中国では労働者のうち個人所得税を支払っているのは全体の約3割に留まっており、低所得層から中産層までの多くの家庭は所得控除と無縁である。一方、2025年7月に電撃導入された中国初の児童手当——「育児手当」(中国語では「育児補貼」)は3歳未満のすべての子どもを対象としている点、中央政府が財源の9割を負担する点において今までの政策とは一線を画す。

子育て支援の重要な柱である時間保障はどうなのか。前述のように、中国にはまだ男女と

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

も取得可能な育児休業制度（parental leave）制度は導入されていないが、母親を対象とする産休は比較的寛大である。2021年の政策転換後は法定産休期間の延長、父親休暇の拡大などの施策が採られた。多くの地域では、正規の女性労働者の場合、98日間の産休プラス60日間の育児期間、合わせて158日間休業することができる。しかし、休業明けに乳児を預けられる施設はまだ少なく、男性の育児休業制度もないため、母親が仕事に復帰しようすれば祖父母に頼るしかない。いまのところ中国では男性の育児参加は主な政策課題となっていない。祖父母による孫のケアがまだ有効に機能しているからである。

以上のように、2015年以降中国では予想を超える少子化を背景に、産児制限から育児支援への方向転換が起きている。ただ、「1.57ショック」直後の日本と同じように、政策・制度がまだ議論に追いついていない。注目すべきなのは、こうした育児支援策と並行して家族メンバー間の相互扶助を奨励ないし強化しようとする動きも顕著になっていることである。保育サービスに関する2019年のガイドラインは、保育の主要責任は家庭にあり保育サービスはあくまでも補充的であること、保育サービスの重点は家庭に対する育児指導および「確かに困難を抱える家庭や乳幼児に対し必要なサービスを提供することである」と明記した。また、2021年には、「家庭教育を重視する中華民族の素晴らしい伝統を引き継ぎ、家庭、家庭教育、家庭の文化（中国語では「家風」）に対する全社会の重視を促す」ことを目的に「家庭教育促進法」が制定された。所得税における扶養・教育控除の導入・拡大もケアの家族責任の支援・強化と見なすことができる。育児への社会的支援の必要性を認めながらも、家族責任と相互扶助をできるだけ維持することで伝統的な家族を維持し、公的支出を抑えようとする意図が垣間見える¹²⁾。

4 比較のなかの中国の家族主義と再家族化

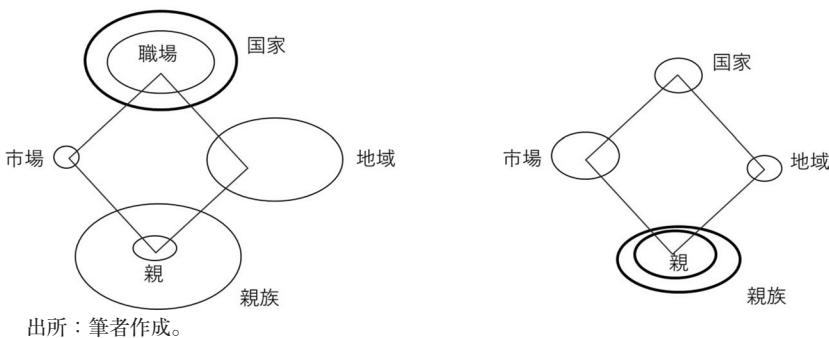
4.1 中国における育児の再家族化の特徴と経済社会的要因

第3節では、就学前の子どもの育児を中心に中国における育児レジームの変化を振り返った。まず強調したいのは、計画経済時代の中国は一度育児の「社会化」を経験したという点である（張、2016；呉、2021）。ただ、当時の「社会化」を現在多くの福祉国家で進められている育児の社会化、脱家族化と同一視することはできない。改革開放以前の中国には、政府（およびその付属物としての企業）と家族のあいだに「社会」という空間がほとんど存在せず、当時の「社会化」は正確には「単位（職場）化」であり、国家権力による私的領域の「政治化」でもあった（呉、2021）。また、すべての育児が社会化されたわけではなく、施設保育を利用できる人は主に軍や政府機関、国営・集団企業に勤める都市住民に限られていた。それ以外の人たちは家族やそれ以外のインフォーマルなネットワークに頼っていたが、その場合の家族は祖父母、親の兄弟、いとこなど多くのメンバーからなる拡大家族であった。さらに、たと

図2 中国の育児のケア・ダイアモンドの変化

1990年代以前

1990年代以降



え都市部であっても職住一体化のため地域の助け合い、コミュニティも健在であった。

ある社会における育児や介護などのケアが、国家、市場、家族、地域など様々な提供主体のあいだでどのように分担されているのかを示す概念として提示されたのが「ケア・ダイアモンド」である（Razavi, 2012；Ochiai, 2009；落合ほか, 2010；Soma et al, 2011）。図2は本稿が整理した中国の子どものケア・ダイアモンドの変化を図式化したものである。市場経済化がまだ部分的な段階に止まっていた1980年代までは、育児における親の役割が小さく、かつ薄くて広い親族のネットワークのなかに埋没されている（左の図）。家族、親族と同じく重要な役割を果たしていたのが国家、職場、地域など各種主体であった。市場の役割はごくごく小さかった。

次に強調したいのは、改革開放後の急速な市場経済化と「一人っ子政策」のもとで、祖父母による育児を軸に育児システムが再編されたことである。この現象は市場化の波が教育、医療、住宅など生活の全領域に及んだ1990年代以降急速に進んだ。公立や企業付属の多くの託児所、幼稚園は撤廃されるか個人に払い下げられ、市場化された。90年代後半以降は住宅の市場化によって新興住宅が次々に建てられ、職住の分離が進み、近隣コミュニティも急速に解体した。一時期は農村からの出稼ぎ家政婦の雇用が増えたが、2000年代半ば以後になると費用の上昇や子育ての質（教育）の重視にともない家政婦を雇う人は減少した。公的なサービスにも、近隣コミュニティにも、さらには家政婦にも頼れなくなるなか共働きの親たちが頼れたのは自分の親だけである。このようにして、祖父母と親が一体となって、緊密に連携しながら子ども（孫）をケアする育児の再家族化が進んだ（図2の右）¹³⁾。

このような世代間の助け合いはよく伝統的な儒教主義から解釈されるが、1990年代以降の変化は決して伝統への回帰ではない。それは市場化、公的福祉の縮小、高い共働き率と「一人っ子政策」など移行期特有の時代状況のもとで中国の家族が採った、あるいは取らざるを得なかった適応戦略といえる。なぜこの戦略が最も合理的なものとして選択され、広く普及できたの

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

か。そこには以下のようなこの時代の中国特有の人口的、制度的、空間的要因があった¹⁴⁾。

1つめは、1990年代以降に子どもを産む世代の兄弟姉妹人数が以前に比べ大幅に減少したことである（人口的要因）。「一人っ子政策」は1980年ごろから始まったが、実は1970年代から「晩・稀・少」¹⁵⁾と呼ばれるソフトな計画出産政策が実施され、かなり成果を挙げたのである。その結果、それまで多かった兄弟姉妹数は70年代生まれで2~3人に減り、80年代生まれからは一人っ子が一般的となった。2000年以降、その一人っ子世代が出産適齢期に入りにつれ、「4-2-1」の逆ピラミッド型の家族構成が急増した。孫の人数より祖父母の人数が多く、祖父母による孫のケアが人口学的に可能になったのである。

2つめは、個人単位の賃金と税・社会保障制度、そして女性の早い退職である（制度的要因）。計画経済時代に男女平等の原則に基づいて作られたこれらの原則は、市場経済化後も大きく変わることなく現在も続いている。前述したように、所得税に子どもの扶養・教育控除が導入されたのはつい最近で、日本のような配偶者扶養控除や社会保険の被扶養者などの制度がない。女性が出産後仕事を辞めると世帯収入が大きく減少するだけでなく、医療保険や公的年金など社会保障も受けられない（遺族年金もない）。加えて、公的年金の受給開始年齢の影響も大きい。女性の場合、管理職（「幹部」）は55歳から、一般労働者は50歳から退職し公的年金を受給することができる¹⁶⁾。母親が仕事を辞めるより、祖母が退職して年金を受け取りながら孫の面倒を見た方が経済的に合理的なのである。

3つめに、90年代半ば以降の「住宅革命」により一人当たりの居住面積が増大し、三世代が同居できる住宅が増えたことも重要である（空間的要因）。それまで都市部では住宅が狭かったため、三世代同居どころか、逆に子どもを祖父母の家に預けざるを得ない家庭も多かったが、新築されたマンションは最初から三世代同居を前提に建てられるようになった。子どもの人数が少ないことが三世代同居をより容易にした。都市部出身で、親とは別に暮らしている場合も近い距離に住み、食事の用意や子どもの送り迎えを祖父母に頼る共働き夫婦が多い（陳、2025）。

このような人口的・経済的・空間的要因により、改革開放後とりわけ1990年代以降の中国では、近代化や都市化とともに親族の規模が縮小しその関係も希薄化する一方で、「祖父母 - 親 - 子」の少人数の直系家族に関しては、「家族員間の助け合いがますます重要になり、ライフステージを問わず、親子は互いの人生に責任を持つようになった」（陳、2025：181。傍点一引用者）。いまの若い世代にとっては親の支援を抜きした結婚や育児、住宅の確保は最初から想像しにくくなっている¹⁷⁾。育児だけでなく親の老後の介護も視野に入れると、その関係はより長期的かつ相互依存的である。「再家族化」「家族主義」と呼ぶのは不十分で、「強化された家族主義」あるいは「三世代一体型家族主義」の方がより妥当かもしれない。

世代間協力を特徴とするケア戦略は、その時代を生きる多くの人にとって無意識的で、きわめて「自然な」ことであった（それ以外の選択肢がなかった）。国が法律や政策で支援

したりイデオロギー的に推奨したりしなくとも、市場化のなかで家族の相互扶助は強くなり（ならざるを得なくなり）、結婚や出産に不可欠なものとして定着した。東アジアの多くの社会でそうであったように、近代化のなかで新たに再編された家族主義は「東洋の美風」または「伝統」と解釈され、「一人っ子政策」の延長と相まって家族政策の遅れにつながった。そして、逆説的であるが、このような濃密な関係のなかで過度の注目を受けながら育った若い世代（特に女性）は、相互義務の強い結婚や出産を重荷に考え、近年「家族から逃避」しようとしている。Chang のいう「リスク回避的個人化」である（Chang, 2013: 43）。2010 年代半ば以降、政府が法律や制度を通じて家族の助け合いを政策的に奨励・支援しようとする姿勢を明確にしたのは、今まで自明とされていた家族の価値、意義が揺らぎだしたからにはかならない。Saraceno の言葉を借りれば、「デファクトとしての家族主義」から「規定された家族主義」へのシフトである。家族への現金給付や社会保険料免除、育児休業制度などケアする人を明確に支援する制度はまだ非常に少ないことから、現段階では「支援された家族主義」には至っていない。

4.2 欧米、東アジアとの比較

上述した中国の経験は欧米や東アジアにおけるケアの家族化、脱家族化と比較し、どのような共通性と独自性を持っているだろうか。最後に、国際比較の視点から中国におけるケアの再家族化を考察する。

落合は、育児や介護などケアは従来から家族が担ってきたという通説に疑問を呈し、近代化の過程で、「ケアが公共領域から切り離された同型的で小さな家族、とりわけ家族の女性成員が担う」ものになったことを「ケアの家族化」と捉えた（落合, 2023: 212。傍点一筆者）。欧米や日本の場合、それは「主婦化」とほぼ軌を一にした。20世紀半ばに確立した福祉国家はこうした男性稼ぎ主型核家族を前提とし、様々な制度・政策を通じてそのような再生産システムを強化した（大沢, 1993；深澤, 2003；武川, 2007）。しかし、1970年代以降の女性の労働市場参加や家族・ジェンダー規範の変容にともない、従来の福祉国家を支えていた再生産システムは著しく変化し、90年代以降は家族政策が各国の福祉国家再編のキーワードの1つとなっている（Esping-Andersen, 2009=2011; Saraceno, 2022）。ポスト工業社会ではケアの提供を家族だけに任せることがどこでも困難になっているからである。

近代化の過程でケアが社会的なものからしだいに家族のなかで私事化、不可視化されたのは中国も同じである。しかし、中国における子どものケアの再編は以下2点において多くの福祉国家の経験と異なる。1つは、繰り返しになるが、計画経済期に女性の労働者化と育児の「社会化」がトップダウンで進められ、一定の範囲で実現された経験があるということである。市場化の過程で公的な保育サービスはほぼ解体されたが、税や社会保障制度などには計画経済期の影響がまだ強く残っている。これは中国だけでなく、社会主义の男女平等思想

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

を共有した旧ソ連や東欧の社会主義国も経験したことである。これらの国では、子どものいる女性は妻／母としての役割だけでなく、もしくはそれ以上に、労働者としての役割が重要視され、仕事と家庭の両立を可能にする各種社会的インフラ（保育所を含む）が部分的に構築されたのである¹⁸⁾。現在においても女性の労働観、ジェンダー意識には経済的自立への意識が強い。共働き規範は個人単位の賃金構造、税・社会保障制度によって支えられ、再生産されている。

もう1つの違いは、市場化、近代化の過程で欧米のような主婦化ではなく、世代間の役割分業を中心に再生産レジームが再編されたことである¹⁹⁾。共働きの多い現在、祖父母による孫のケア（grandparenting）は世界各国で増えており、関連する国際比対も少なくない（例えば、Hank and Buber, 2009; Zanasi et al., 2023など）。ただし、保育サービスがある程度の規模で存在し、祖父母が子ども世帯と別居しながら補助的にケアを提供する欧米や日韓と違い、中国の多くの家庭では、とりわけ子どもが小さい時期には、祖父母がその子ども世帯と長期間同居または近居しながらメイン・ケアラーとして家事、育児を担当している²⁰⁾。母親の責任は、子どもへの直接的な身体ケアよりも育児・教育全体のマネージメントに置かれている。このような違いから核家族を前提とした福祉国家の家族政策、あるいは脱家族化の理論では中国の経験を説明することが難しい。

次に、比較対象を東アジアに限定してみると、まず顕著に現れるのが日韓との違いである。日本と韓国では、近代化の過程で男性稼ぎ主型モデルが（少なくとも規範として）確立した。特に中産層以上の女性にとって働くことより良い妻、良い母として、愛を込めて家族をケアし、子どもを育てることが強く期待され、女性たちもそれを望んだ（柳、2023）。この規範は現在も色濃く残っているが、この20数年間、少子化という人口危機への対応とジェンダー平等政策の推進によって両国では脱家族化がかなり進んだ。OECDのFamily Databaseによると、2000年から2019年のあいだ、日本の公的家族支出対GDP比は0.99%から1.95%へ、韓国も同時期に0.23%から1.56%に大きく上昇した。保育サービスや育児休業制度は先進国のなかでも上位水準に達し、制度面では脱家族化が進んでいる（UNICEF, 2021）。日本では近年女性の就業率が急上昇し、正社員や高学歴の女性のあいだでは出生率の回復が見られるようになった（李、2023）。少子化という現象は同じであるが、脱家族化と再家族化という変化のベクトルは異なっている。

では、台湾や香港、シンガポールなど文化的に近い中華圏の社会と比べるとどうなのか。これらの社会は、中国と同じく専業主婦化は限定的で、出産・育児期の女性の就業率が比較的高い。また、中高年女性の女性の退職年齢が早かったり、公的保育サービスが不十分であるため祖父母が孫の世話をすることも一般的である（An and Peng, 2016；田村、2022）。しかし、女性が社会進出はじめた早い段階から外国人家事労働者を受け入れたため（シンガポールは1970年代、台湾は1990年代）、家事やケアの一部を外国人家事労働者に依存する

構造が出来上がった。中国大陸のような「一人っ子政策」ではなかったため、祖父母が孫のケアを全面的に引き受けることが人口的にも難しかった。その結果、2000年以降様々な育児支援制度が導入されても、経済的余裕のある家庭は「使い勝手のよい」家事労働者を選好し、家族政策は保育サービスや育児休業よりもベビーボーナスや保育料補助など現金給付に重点が置かれている（Saw, 2016）。家事労働者が急速に減少した中国と違って、これらの社会では政府の支援のもとで「市場を通した脱家族化」が進んだのである。

まとめると、中国と日本、韓国、台湾など東アジア社会は、急速な近代化、都市化の過程で家族以外のコミュニティが弱体化し、社会政策（とりわけケアに関する政策）の整備が経済発展に対し遅れたため、家族が多くのリスクを背負わざるを得なかった点において家族主義の特徴を共有する。しかし、21世紀初頭の中国における家族主義は、主婦化を前提とした日韓の家族主義とも、また外国家事労働者の雇用を前提とした台湾やシンガポールの家族主義とも異なり、祖父母の全面的な協力と世代間のケアの分業を特徴としている「三世代一体型家族主義」である。また、21世紀最初の四半世紀において東アジアの他の国・地域では少子化を背景に国家または市場を通じた脱家族化が進んだが、中国では同じ時期に再家族化が進んだ点で対照をなす。

5 おわりに

東アジアの家族主義に関する研究は数多く存在するが、社会政策研究における家族主義または（脱）家族化の概念を踏まえ、国際比較の視点から中国におけるケア・レジームの変化を捉えた研究は意外と少ない。本稿では、改革開放以降とりわけ1990年代以降の中国の育児レジームの変化を「再家族化」と捉え、その特徴と要因を分析し、欧米および東アジアの高所得社会との異同について考察した。本稿の考察を通じて、21世紀初頭の中国は「二重の移行」（計画経済から市場経済への移行、前近代社会から近代社会への移行）過程で、日本および欧米の先発福祉国家でみられた性別役割分業型近代家族（主婦化）を経験しなかつたこと、また台湾やシンガポールなど自由主義的家族主義の中華圏とも異なり、祖父母がメインのケアラーとして子ども夫婦の賃労働を支える独自の「三世代一体型家族主義」が広がったことが明らかになった。

中国特有の人口的、経済的、制度的要因のもとで起きた再家族化が過渡期の一時的なものなのか、それとも今後もそのシステムが持続的に再生産されるのか、現在断言することは難しい。予想を上回る少子化を背景に中国政府は2021年に人口政策を大きく転換させ、保育サービス、現金給付、ファミリー・フレンドリーな職場・社会環境の造成に力を入れはじめた。2025年には中国史上初めての普遍的な育児手当も導入された。結婚規範はまだ根強い一方で、若者の「恐婚・恐育」「家族離れ志向」は日韓や東アジアの他の社会と同じように、

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

もしくはそれ以上に強くなっている。今まで祖父母による孫ケアを制度的に可能にした早い退職年齢も2025年から引き上げが始まった。ケアの視点を介護に移すと、1960年代のベビー・ブーム世代が続々退職し、まもなく「大介護時代」に入る。逆ピラミッド型の世帯構成は家族内の育児には有利であったが、高齢者の介護には不利である。2026年より本格実施される介護保険制度はケアの脱家族化をどこまで可能にできるのか。本稿の問題意識を持って注意深く観察していきたい。

【謝辞】

本稿はJSPS研究費補助金（課題番号：23K20583）による研究の一部である。

注

- 1) 例えば、ケア・ダイアモンド論を先駆的に日本に適用した落合ほか（2010）、日本・韓国・台湾を「家族主義レジーム」と括った安ほか（2015）はいずれも家族主義について具体的な定義を行っていない。
- 2) 最新の研究動向を反映する科研の研究テーマを例に挙げると、「福祉レジームにおける家族主義の歴史的起源——ドイツとイギリスの比較を通じて」（研究代表者：馬場わかな）、「『家族主義レジーム』の変容に関する国際比較研究——家族政策の多様化とその因果的背景」（研究代表者：加藤雅俊）など、東アジア以外の国を含む研究も多い。加藤（2025）は、オーストラリアを事例に家族主義および家族主義レジームの概念を検証した。
- 3) 原文は次の通りである。“The degree to which adults can uphold a socially acceptable standard of living, independently of family relationships, either through paid work or through social security provisions”。
- 4) 朴光駿は、東アジアの家族主義は①権威主義、②発展（開発）主義、③強い家族の神話（同居と家族連帯への執着）が関連しあう傾向があると主張した。また、東アジアは南ヨーロッパとともに最も家族責任の重い地域、言い換えれば最も家族主義的な地域であるとした（朴、2017）。
- 5) 儒教に基づく「三従四徳」、一夫多妻制、非人間的な纏足、「烈女」を讃える文化などがその例である。
- 6) 幼女のうちに嫁ぎ先の家に買い取られ、家事などをしながら養育され、成人するとその家の嫁になる制度ないし習慣を指す。
- 7) 計画経済から市場経済への過渡期に、政府による価格（計画内）と市場による価格（計画外）の2種類の価格が並存する仕組みを指す。
- 8) 近年の少子化対策の詳細については李・張（2022）を参照されたい。
- 9) 中共中央・国務院による「全面二児政策の実施および計画出産サービス管理の改革、改善に関する決定」。
- 10) 国家衛生健康委員会の発表によると、2023年末の時点における3歳以下の子どもの保育所利用率は7.86%で、保育施設の9割は民間保育所である（「国務院關於推進托育服務工作情況的報告」(http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202409/t20240911_439363.html), 2025年9月

30日最終閲覧)。

- 11) 支給対象は3歳以上の幼稚園を含む各種教育機関に通う子どもを扶養している人で、控除額は当初1人当たり月1000元、年間1万2000元であった。現在(2025年)は子ども1人当たり2000元、年間2万4000元である(約48万円)。
- 12) 高齢者福祉および社会保障の他の分野でも同様なことが起きている。例えば2012年に改訂された「高齢者権益保障法」は親に対する子どもの義務として経済的扶養、身体的ケア、精神的ケアを挙げ、親と離れて暮らす場合も定期的に見舞いをしなければならないと規定した。また、上述した2018年所得税改革では教育費控除と並んで「高齢者扶養控除」(月1000元)を導入し、同控除は2023年には月3000元、年間3万6000元(約72万円)に引き上げられた。他にも、医療保険の個人口座残高の親族内シェア、子どもによる親の年金保険料の補助なども制度化されている。
- 13) 改革開放以後の家族の役割の変化について一部の研究者は「脱家族化」から「家族化」へと捉えている(吳, 2021; 劉, 2024)。「再」を付けるか付けないかの違いはあるが、変化の方向に関する基本的な認識は筆者と同じである。
- 14) 鄭楊は、1980年から2000年までのあいだの「中国式の核家族」を支えたのは人口、戸籍、「7歳児神話」の3つの「宝物」である指摘した(鄭, 2019)。なお、2000年代以降中国における育児は「家庭育児」に逆戻り、その上で「再家族化」したと主張する(鄭, 2023)。本書における筆者の主張と一部重なるが、社会保障制度の影響や住宅条件に対する理解の違いもある。
- 15) 晩=晩産、稀=出産の間隔を空ける、少=少産を意味する。
- 16) 2025年より、法定退職年齢が漸次的に引き上げられることになった。
- 17) 李雯雯は、「東アジア社会調査」(EASS)2016年のデータから、中国の若い世代にとって親からの支援(経済的支援、育児支援)が結婚生活においてきわめて重要であるため、配偶者の選択のおいても親の影響力が日本より強いことを発見した(李雯雯, 2022)。
- 18) その結果、例えば統一から30年以上が経ったドイツでは、今でもフルタイムで働く女性の割合や保育サービスの利用率において東ドイツと西ドイツのあいだで顕著な差が残っている。東ドイツの方がフルタイムで働く女性が多く、保育の利用率も顕著に高い(Pfau-Effinger and Smidt, 2018; Tanaka, 2019)。
- 19) 世代間分業と並行して「ケアのジェンダー化」も進行していることも付け加えておきたい。例えば、育児期の女性の一部が主婦化したり、祖父母のなかでも特に女性にケアの責任が集中しやすい。
- 20) 吳小英は、「再家族化」の過程は(順風満帆ではなく)当事者間の相互適応、再理解と妥協の過程であり、張力と不確実性に満ちていると指摘した(吳, 2021)。近年は、孫のケアのために故郷を離れ大都市に来た人たち(「老漂族」、「銀髪擺渡人」)の葛藤、価値観と生活戦略の調整、心理的影響などが注目されている(陳輝, 2025)。

参考文献

日本語

安里和晃(2013)「家族ケアの担い手として組み込まれる外国人家事労働者——香港・台湾・シンガポールの事例として」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

京都大学学術出版

安周永・林成蔚・新川敏光（2015）『日韓台の家族主義レジームの多様性』新川敏光編『福祉レジーム』ミネルヴァ書房

飯島渉・澤田ゆかり（2010）『高まる生活リスク——社会保障と医療』岩波書店

市川樹・二木泉・須原菜摘・相馬直子（2025）『日本におけるケアエコノミー研究に関する展望論文（2）——ケアダイアモンド研究の到達点と課題』横浜国立大学『横浜国際社会科学研究』30（1），105-122

大沢真理（1993）『企業中心社会を超えて——現代日本を「ジェンダー」で読む』時事通信社

大橋史恵（2011）『現代中国の移住家事労働者——農村-都市関係と再生産労働のジェンダー・ポリティクス』御茶ノ水書房

落合恵美子（2013）『ケア・ダイアモンドと福祉レジーム』落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成：アジア近代からの問い』京都大学出版会

落合恵美子（2022）『親族構造・文明化・近代化——世界的視野における『儒教社会』』小浜正子・落合恵美子編『東アジアは「儒教社会」か——アジア家族の変容』京都大学学術出版

落合恵美子（2023）『親密圏と公共圏の社会学——ケアの20世紀体制を超えて』有斐閣

落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編（2007）『アジアの家族とジェンダー』勁草書房

落合恵美子・阿部彩・埋橋孝文・田宮遊子・四方理人（2010）『日本におけるケア・ダイアモンドの再編成——介護保険は『家族主義』を変えたのか』『海外社会保障研究』170，4-19

加藤雅俊（2025）『オーストラリア福祉国家の変容から考える『家族主義／家族主義レジーム』概念の有効性と課題——福祉国家論の再構築に向けて』『立命館大学人文科学研究所紀要』143，99-135

権 明（2024）『中国における中高年女性のダブルケアの実態と規定要因に関する分析』『社会政策』16（3），180-193

宍戸邦章（2018）『東アジアにおける家族主義と個人化——EASS 2006 家族モジュールに基づく日韓中台の比較』『家族社会学研究』30（1），121-134

新川敏光（2005）『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房

瀬地山角（1996）『東アジアの家父長制——ジェンダーの比較社会学』勁草書房

鈴木透（2012）『日本・東アジア・ヨーロッパの少子化——その動向・要因・政策対応をめぐって』『人口問題研究』68（3），14-31

武川正吾（2007）『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会

田多英範編（2004）『現代中国の社会保障制度』流通経済大学出版会

田村慶子（2022）『シンガポールの『疲弊する』家族と女性』田村慶子・佐野麻由子編『変容するアジアの家族——シンガポール、台湾、ネパール、スリランカの現場から』明石書店

チャン・キヨンソブ（2013）『個人主義なき個人化——『圧縮された近代』と東アジアの曖昧な家族危機』落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』京都大学学術出版会

陳予茜（2025）『現代中国女性のライフコース——一人っ子世代の親子関係と家族意識を読み解く』青弓社

辻由希（2012）『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房

鄭 楊（2019）『転換期を生きる中国都市家族の育児と女性たち』大阪公立大学共同出版会

鄭 楊（2023）『育児と仕事の競合——中国における『専業ママ』の母親規範を問い合わせる』平井晶

- 子・中島満大・中里英樹・森本一彦・落合恵美子編『〈わたし〉から始まる社会学』有斐閣
朴光駿（2017）「東アジア家族主義と新しい社会的リスク」『仏教大学総合研究所共同研究成果報告論文集』5, 55-74
- 深澤和子（2003）『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』東信堂
- 馬欣欣（2011）『中国女性の就業行動——「市場化」と都市労働市場の変容』慶應義塾大学出版
- 松田茂樹（2017）「アジアで進行する少子化——現状の理論的把握と背景要因の仮説の提案」『中京大学現代社会学部紀要』11 (1), 1-28
- 松田茂樹（2021）『[続] 少子化論——出生率回復と〈自由な社会〉』学文社
- 宮坂靖子（2007）「中国の育児——ジェンダーと親族ネットワークを中心に」落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房
- 山田昌弘（2020）『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか?——結婚・出産が回避される本当の理由』光文社
- 李蓮花（2015）「中国における人口問題と出産・育児関連政策」宇佐見耕一ほか編『世界の社会福祉年鑑』旬報社
- 李蓮花・張繼元（2022）「中国の少子化対策——日韓との比較を踏まえて」国立社会保障・人口問題研究所『社会保障研究』6 (4), 439-453
- 李蓮花（2023）「男性稼ぎ主型からの『離陸』と再生産の階層化」『週刊社会保障』3203, 40-45
- 李雯雯（2022）「異質な近代化——EASS 2016による日本と中国の配偶者選択の分析」『立命館産業社会論集』58 (3), 123-134
- 劉 佳（2024）「1949-1978年の中国低年齢児保育政策における家族の位置づけ」お茶の水女子大学『人間文化創成科学論叢』26, 85-96
- 柳采延（2021）『専業主婦という選択——韓国の高学歴既婚女性と階層』勁草書房

英語

- An, Mi Young and Ito Peng (2016), Diverging Paths? A Comparative Look at Childcare Policies in Japan, South Korea and Taiwan, *Social Policy & Administration*, 50 (5), 540-558
- Bambra, Clare (2007), Defamilisation and Welfare State Regimes: A Cluster Analysis, *International Journal of Social Welfare*, 16 (4), 326-338
- Chang, Kyung-Sup (2013), *South Korea under Compressed Modernity: Familial Political Economy in Transition*, Routledge.
- Chang, Kyung-sup (2022), *The Logic of Compressed Modernity*, Polity Press
- Esping-Andersen, Gøsta (1990), *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge, UK: Polity Press (=2001, 岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』, ミネルヴァ書房)
- Esping-Andersen, Gøsta (2009), *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Roles*, Cambridge, Polity Press (=2011, 大沢真理監訳『平等と効率の福祉革命——新しい女性の役割』, 岩波書店)
- Hank, K. and Buber, I. (2009), Grandparents Caring for their Grandchildren: Findings From the 2004 Survey of Health, Ageing, and Retirement in Europe, *Journal of Family Issues*, 30 (1) <https://doi.org/10.1177/0192513X08322627>
- Kroger, Toppo (2011), Defamilisation, Dedomestication and Care Policy: Comparing Childcare

中国における育児の「再家族化」と「家族主義」

- Service Provisions of Welfare States, *International Journal of Sociology and Social Policy*, 31 (7/8), 424–440
- Leitner, Sigrid (2003), Variety of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective, *European Societies*, 5 (4), 353–75
- Lister, Ruth (1997), *Citizenship: Feminist Perspectives*, New York University Press
- McDonald, Peter (2009), Explanations of Low Fertility in East Asia: A Comparative Perspective, in Gavin Jones eds., *Ultra-Low Fertility in Pacific Asia: Trends, Causes and Policy Issues*, London: Routledge
- Ochiai, Emiko (2009), Care Diamonds and Welfare Regimes in East and South-East Asian Societies: Bridging Family and Welfare Sociology, *International journal of Japanese sociology*, 18, 60–78
- Ohashi, Fumie (2015), The Construction of the Double Burden: Gendered Childcare System in Post-Mao China, *Journal of Contemporary East Asia Studies*, 4 (1), 21–39
- Pfau-Effinger, Birgit and Maike Smidt (2018), Differences in Women's Employment Patterns and Family Policies: Eastern and Western Germany, in Sweet, Stephen ed., *Work and Family Policy: International Comparative Perspectives*, Routledge
- Razavi, Shahra (2012), *Global Variations in the Political and Social Economy of Care: Worlds Apart*, Routledge
- Saraceno, Chiara (2016), Varieties of Familialism: Comparing Four Southern European and East Asian Welfare Regimes, *Journal of European Social Policy*, 26 (4), 314–326
- Saraceno, Chiara (2022), *Advanced Introduction to Family Policy*, Edward Elgar Publishing
- Saw, Swee-Hock (2016), *Population Policies and Programmes in Singapore (2nd edition)*, ISEAS - Yusof Ishak Institute
- Saxonberg, Steven (2013), From Defamilization to Degenderization: Toward a New Welfare Typology, *Social Policy and Administration*, 47 (1), 26–49
- Shen, K., Cai, Y., Wang F., Hu Z. (2021), Changing society, changing lives: Three decades of family change in China, *International Journal of Social Welfare*, 30: 453–464.
- Soma, Naoko, Junko Yamashita and Raymond K. H. Chan (2011), Comparative Framework for Care Regime Analysis in East Asia, *Journal of Comparative Social Welfare*, 27 (2), 111–121
- Tanaka, Yoko (2019), End of the Housewife Paradigm? The Comparative Development of Work-Family Models in Germany and Japan, in Meier-Gräwe, Uta, Miyoko Motozawa and Annette Schad-Seifert eds., *Family Life in Japan and Germany: Challenges for a Gender-Sensitive Family Policy*, Springer
- UNICEF (2021), *Where Do Rich Countries Stand on Childcare?* <https://www.unicef.org/innocenti/reports/where-do-rich-countries-stand-childcare>
- Zanasi, F., Arpino, B., Bordone, V., & Hank, K. (2023), The Prevalence of Grandparental Childcare in Europe: A Research Update, *European Journal of Ageing*, 20 (1), 37. doi: <https://doi.org/10.1007/s10433-023-00785-8>
- Zegel, Hannah and Lofmann, Henning (2021), Conceptualising State-market-family Relationships in Comparative Research: A Conceptual Goodness View on Defamilization, *Journal of Social*

Policy, 50 (4), 852–870

中国語

- 陳 輝 (2025)『銀髮擺渡人』中国人民大学出版社
- 耿化敏 (2015)『中国共产党婦女工作史（1921～1949）』社会科学文献出版社
- 金一虹・保 剑 (2011)『多学科視野下的女性社会保障研究』中山大学出版社
- 吳小英 (2021)「中西方家庭理念的變遷軌跡及其爭論」張季風編『少子老齡化社会与家庭——中日政策与实践比較』社会科学文献出版社
- 岳絳綸・范 昕 (2018)『中国児童照顧政策——回顧、反思与重構』『中国社会科学』2018 (9), 92 -111
- 張 亮 (2016)『中国児童照顧政策研究——基于性別、家庭和国家の視角』上海人民出版社